

菊川市長 様

推進：資料2
令和2年度 第5回 菊川市介護保険事業計画等推進委員会 (令和3年2月2日)

菊川市介護保険事業計画等推進委員会
委員長 大橋 眞佐美

菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定について（答申）（案）

令和2年6月2日付け菊健長第140号により諮問があった菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定について、令和2年6月10日から令和3年2月2日までの間、5回の菊川市介護保険事業計画等推進委員会を開催し、慎重に審議を行った結果、別冊のとおり計画案を策定しましたので答申します。

本計画案の骨子を下記のとおり取りまとめましたので、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進にあたり、これらの意見が尊重されますことを要望します。

記

本計画では、団塊の世代が75歳以上になる2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年の高齢者数の絶対数が多くなる時期を見据え、住み慣れた地域で可能な限り、「だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会」が実現できるよう、本市の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るとともに、介護保険事業の着実な推進を求める。

1 自立支援、介護予防、重度化防止の推進

高齢者が自立した生活を送るための支援や要介護・要支援状態にならないための予防活動、要介護状態等の軽減や悪化の防止について、多様な主体による地域づくり活動などと合わせて、菊川市立総合病院や小笠医師会をはじめとした関係機関との更なる連携強化が求められている。特に「予防期」、「急性期」、「回復期」、「生活期」の各段階で切れ目なくリハビリテーションを提供する体制を整えるとともに、市民においてもリハビリテーションに対する意識改革が進むような取り組みを推進していただきたい。

【関連事業】

- ・地域包括支援センターの運営・基盤整備
- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

- ・ケアプランの点検
- ・高齢者の実態把握

2 認知症施策の推進

令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、基本的考え方として「認知症は誰でもなりうるものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になってからも希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する。」と示されている。

本市においても、大綱に沿った施策を推進できるように、地域全体で認知症の人やその家族等を支える菊川市版チームオレンジの整備や、認知症の人の意見等に基づく施策の推進ができるような体制整備を進めていただきたい。

【関連事業】

- ・認知症サポーター養成
- ・認知症高齢者捜索支援事業
- ・チームオレンジ体制整備

3 在宅医療・介護連携事業の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進において、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要とされている。特に、国が示す在宅医療・介護連携が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）における対応について、市民、地域、医療や介護の専門職、行政などが手を取り合って進めていく必要があると考える。

これまで、きくがわ医療・介護連携多職種研修会において専門職の意見としてまとめた、在宅医療・介護連携における本市の目指す姿「心安らかに 最期までその人らしく 過ごすことができる」について市民へ周知するとともに、4つの場面と本市の目指す姿に基づいて施策を推進していただきたい。

【関連事業】

- ・地域住民への普及啓発

その他、令和2年度法改正で示された重層的支援体制整備事業や、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施など、市全体に影響があると思われる新たな動きについて注視するとともに、これまで第7期計画で実施してきた事業を継続しつつ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めていただきたい。